


第37回認定 構造改革特別区域計画の概要

| 番号 | 都道府県名 | 作成主体名 (地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域 の範囲 | 特区計画の概要 | 特例措置の番号 | 特例措置の内容 |
|---------------|-------|--|-------------------------|---|---|----------------------|------------------------------------|
| 新規計画4件 | | | | | | | |
| 1 | 長野県 | 上田市 小諸市 千曲市 東御市 立科町 青木村 長和町 坂城町 | 千曲川ワインパ ー(東地区)特 区 | 上田市、小諸市、千 曲市及び東御市並び に長野県北佐久郡立 科町、小県郡青木村 及び長和町並びに埴 科郡坂城町の全域 | 千曲川中流域に位置する当地域は、内陸性気候の特徴 と風土を活かし、巨峰をはじめとするぶどう、リンゴ、アンズ 等の果樹栽培が盛んな地域である。 個人経営によるワイナリーも増加傾向にある中、6次産業 化による農業振興への関心が高まっている。 既に特例措置を受けている市町をはじめ、果樹栽培が盛 んな当地域が広域的に特例制度を活用することにより、特 産果実酒・リキュールの製造事業への参入をさらに支援 し、産業として裾野の広いワイン産業の特性を活かした地 域振興と、広域的ワインツーリズムによる交流人口の増加 を図る。 | 709(710) | 特産酒類の製造事業 |
| 2 | 三重県 | 名張市 | 名張市リカーチャ レンジ特区 | 名張市の全域 | 名張市は、昭和40年代以降の急激な人口増、総生産額 増の時期を過ぎ、地域経済の活性化のため、地域資源を 活用した新商品の開発、安定的な雇用の創出等が強く望ま れている。 そのような中、地域のブランド品目であるぶどう・米に関 連して、市内関係者に「ワインづくり」や「どぶろくづくり」へ の関心と期待が高まっているとともに、農業の6次産業化 に取り組む事例も増えつつあり、「酒類」に着目した活性化 策着手への好機にある。 特例措置を活用した、ワイン・どぶろく・リキュール等の製 造、販売をきっかけに地域経済の活性化を図る。 | 707(708) 709(710) | 特定農業者による特定酒類 の製造事業 特産酒類の製造事業 |
| 3 | 岡山県 | 新見市 | 新見A級グルメリ ン特区 | 新見市の全域 | 新見市には、清らかな水と豊かな自然の恵みを受けたさ まざまな特産品があり、なかでもピオーネをはじめとする生 食用ぶどうは、A級グルメリンとして全国で高評価を得ている。 しかし、市内で栽培された加工用ぶどうは、他県産地にワ イン醸造を委託している状況にあるため、醸造までを一貫し て行うことによりワインやリキュールを活用した地域の活性 化が期待される。 本特例措置活用により特産果実酒等製造事業を支援し、 6次産業化の推進や新規就農者の確保、都市と農村の交 流人口の拡大による地域農業の発展を目指す。 | 707(708) 709(710) | 特定農業者による特定酒類 の製造事業 特産酒類の製造事業 |
| 4 | 広島県 | 三次市 | 山紫水明の郷・ 三次どぶろく特区 | 三次市の全域 | 本市の農業は、従業者ベースで広島県の平均を大きく上 回る構成比を占めているにもかかわらず、担い手の高齢化 や大幅な減少により、その存続が危ぶまれる状況になりつ つある。また、年間約250万人前後の観光客が来訪する が、観光産業による経済波及効果はそれほど大きくない。 規制の特例措置を活用することにより、農家民宿・レスト ラン等で果実酒や濁酒を製造・提供することが可能となり、 観光資源の魅力向上、都市住民等との交流促進、さらには 農業振興や観光振興、地域の活性化を図る。 | 707(708) | 特定農業者による特定酒類 の製造事業 |

千曲川ワインバレー（東地区）特区

| | | |
|---------------|---|--|
| 都道府県名： | 長野県 |  |
| 申請主体名： | 上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町、坂城町 | |
| 区域の範囲： | 上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに長野県北佐久郡立科町、小県郡青木村及び長和町並びに埴科郡坂城町の全域 | |
| 特区の概要： | <p>千曲川中流域に位置する当地域は、内陸性気候の特徴と風土を活かし、巨峰をはじめとするぶどう、リンゴ、アンズ等の果樹栽培が盛んな地域である。</p> <p>個人経営によるワイナリーも増加傾向にある中、6次産業化による農業振興への関心が高まっている。</p> <p>既に特例措置を受けている市町をはじめ、果樹栽培が盛んな当地域が広域的に特例制度を活用することにより、特産果実酒・リキュールの製造事業への参入をさらに支援し、産業として裾野の広いワイン産業の特性を活かした地域振興と、広域的ワインツーリズムによる交流人口の増加を図る。</p> | |
| 適用される規制の特例措置： | 特産酒類の製造事業 | |



ワイン用ぶどう畑から望む景観



収穫を待つワイン用ぶどう

名張市リカーチャレンジ特区

| | | |
|---------------|--|--|
| 都道府県名： | 三重県 |  |
| 申請主体名： | 名張市 | |
| 区域の範囲： | 名張市の全域 | |
| 特区の概要： | <p>名張市は、昭和 40 年代以降の急激な人口増、総生産額増の時期を過ぎ、地域経済の活性化のため、地域資源を活用した新商品の開発、安定的な雇用の創出等が強く望まれている。</p> <p>そのような中、地域のブランド品目であるぶどう・米に関連して、市内関係者に「ワインづくり」や「どぶろくづくり」への関心と期待が高まっているとともに、農業の六次産業化に取り組む事例も増えつつあり、「酒類」に着目した活性化策着手への好機にある。</p> <p>特例措置を活用した、ワイン・どぶろく・リキュール等の製造、販売をきっかけに地域経済の活性化を図る。</p> | |
| 適用される規制の特例措置： | <p>特定農業者による特定酒類の製造事業 特産酒類の製造事業</p> | |



収穫を待つ生食用ぶどう（巨峰）



ベッドタウン、観光地、田園地帯、
多様な顔をもつ名張市

新見 A 級グルメワイン特区

| | | |
|---------------|---|--|
| 都道府県名： | 岡山県 |  |
| 申請主体名： | 新見市 | |
| 区域の範囲： | 新見市の全域 | |
| 特区の概要： | <p>新見市には、清らかな水と豊かな自然の恵みを受けたさまざまな特産品があり、なかでもピオーネをはじめとする生食用ぶどうは、A級グルメとして全国で高評価を得ている。しかし、市内で栽培された加工用ぶどうは、他県産地にワイン醸造を委託している状況にあるため、醸造までを一貫して行うことによりワインやリキュールを活用した地域の活性化が期待される。</p> <p>本特例措置活用により特産果実酒等製造事業を支援し、6次産業化の推進や新規就農者の確保、都市と農村の交流人口の拡大による地域農業の発展を目指す。</p> | |
| 適用される規制の特例措置： | <p>特定農業者による特定酒類の製造事業 特産酒類の製造事業</p> | |



カルスト地形の井倉峡



収穫を迎えるワイン用ブドウ

山紫水明の郷・三次どぶろく特区

| | | |
|---------------|---|--|
| 都道府県名： | 広島県 |  |
| 申請主体名： | 三次市 | |
| 区域の範囲： | 三次市の全域 | |
| 特区の概要： | <p>本市の農業は、従業者ベースで広島県の平均を大きく上回る構成比を占めているにもかかわらず、担い手の高齢化や大幅な減少により、その存続が危ぶまれる状況になりつつある。また、年間約 250 万人前後の観光客が来訪するが、観光産業による経済波及効果はそれほど大きくない。</p> <p>規制の特例措置を活用することにより、農家民宿・レストラン等で果実酒や濁酒を製造・提供することが可能となり、観光資源の魅力向上、都市住民等との交流促進、さらには農業振興や観光振興、地域の活性化を図る。</p> | |
| 適用される規制の特例措置： | 特定農業者による特定酒類の製造事業 | |



市中心部では江の川・西城川・馬洗川の3つの河川が交わる



中国山地を背にたわわに実る稲穂